

総社市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第24号

総社市税条例の一部を改正する条例

総社市税条例（平成17年総社市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第62条の3 地域再生法（平成17年法律第24号。以下「再生法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている再生法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において再生法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定整備計画」という。）に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「地域再生法省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の税率は、第62条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0、第2年度については100分の0.35、第3年度については100分の0.7とし、同項第2号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0、第2年度については100分の0.467、第3年度については100分の0.933とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税を課することとなる年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産につい</p>	<p>第62条の3 地域再生法（平成17年法律第24号。以下「再生法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている再生法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において再生法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定整備計画」という。）に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「地域再生法省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の税率は、第62条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0、第2年度については100分の0.35、第3年度については100分の0.7とし、同項第2号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0、第2年度については100分の0.467、第3年度については100分の0.933とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税を課することとなる年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産につい</p>

改正後	改正前
<p>て、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を1月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物の取得価額及び取得年月日並びにその敷地である土地の取得年月日</p> <p>(7)及び(8) 略</p> <p>4 略</p>	<p>て、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を1月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 再生法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物の取得価額及び取得年月日並びにその敷地である土地の取得年月日</p> <p>(7)及び(8) 略</p> <p>4 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。